

2 第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画

～本人らしい暮らしを支える体制づくり～

成年後見制度（法定後見制度及び任意後見制度）は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が不十分な人（以下、本項において「本人」という。）の権利を守るため、財産の管理や契約などの法律行為を本人に代わって行う成年後見人等を選任し、本人を法的に守り支える制度です。

本人の意思を大切にしながら本人らしい暮らしを実現できるようにすること（＝権利擁護）、判断や選択が難しいときに本人の視点から一緒に考え、決める手助けをすること（＝意思決定支援）、お金や財産を適切に管理すること（＝財産管理）、医療や介護など生活に必要な契約や手続きを支えること（＝身上保護）を通じて、本人の暮らしを支えます。

本市では、成年後見制度の利用促進に向けて、「ちがさきの地域福祉プラン3」の基本目標3「支え合う」の主な取組み「本人らしい暮らしを支える体制づくり」を推進します。

なお、本項は、「成年後見制度の利用促進に関する法律」第14条第1項の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

■主な取組み

①成年後見制度の理解促進と適正な運用

- ・ 中核機関^{※1}を運営し、地域全体の権利擁護の意識向上を図るため、本人を支える親族や支援者だけでなく、地域全体に対して、成年後見制度の理解促進に向けた周知啓発を行います。
- ・ 本人の権利が守られ、適切な支援につながるよう、積極的な訪問による潜在ニーズのキャッチなど、中核機関のアウトリーチ機能の強化に努めます。
- ・ 成年後見制度を必要とする人が適切に利用できる体制づくりとして、市長申立てや成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、本人を中心とした支援体制を円滑に構築するため、本人の支援者や地域の相談支援機関、専門職団体などとの連携を推進します。
- ・ 本人に適した成年後見人等のマッチングを支援します。

※1 中核機関

成年後見制度の利用促進を図るため、広報・啓発、相談対応、成年後見人等の支援、地域連携のネットワーク構築・コーディネートを行う、成年後見制度の中心的な役割を担います。本市では茅ヶ崎市成年後見支援センターを指します。

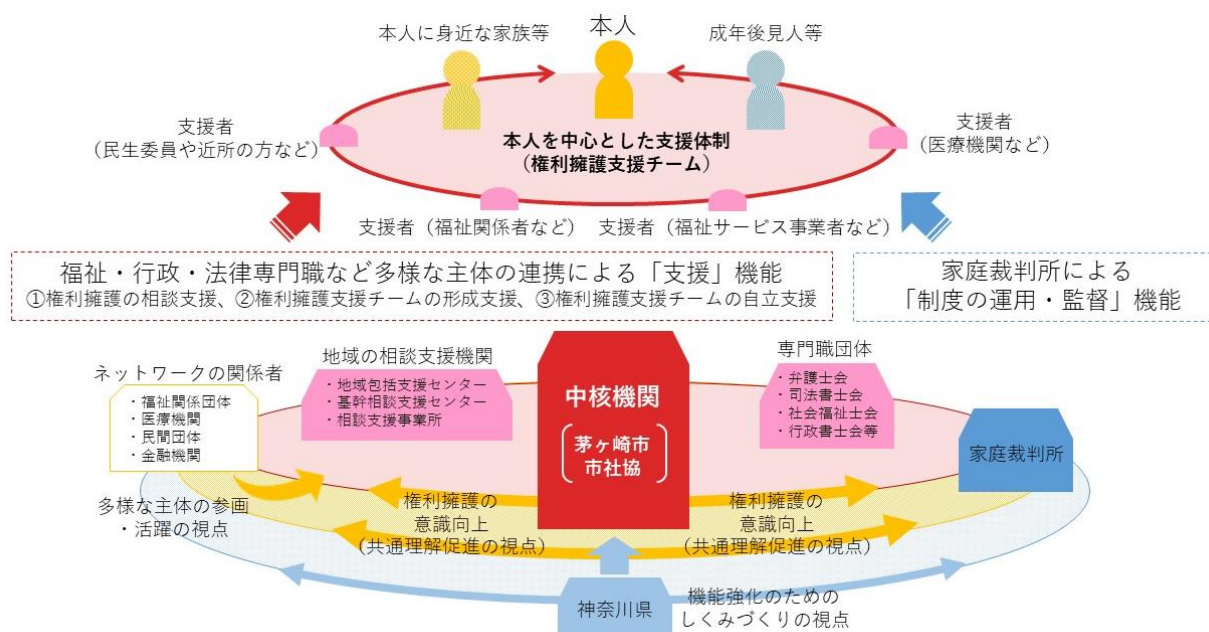
②意思決定支援の強化

- ・ 意思決定が困難と思われる場合であっても、本人の視点から一緒に考え、適切な情報や環境を提供し、本人の意思が実現できるよう、本人の意思決定支援に取り組みます。
- ・ 本人を支える親族や支援者などに対し、意思決定支援の必要性の浸透を図ります。
- ・ 本人の意思や状況を継続的に把握し必要な支援を行うため、成年後見人等だけでなく、本人に関わる支援者が、本人の意思を尊重・実現できるような、本人を中心とした支援体制の構築に取り組みます。

③地域連携のネットワークの機能強化

- ・ 地域連携のネットワークの中心的な役割を担う中核機関において、成年後見制度利用促進会議などの既存会議の活用や、勉強会の開催などを通じて専門職団体や地域の相談支援機関等、多様な主体の参画や連携を進め、顔の見える関係を構築することで、本人を中心とした支援体制の充実を図ります。
- ・ 市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携を推進し、それぞれの特性を活かした切れ目のない支援を提供します。
- ・ 物事を判断する能力の低下に不安を抱える人に対し、必要時に適切な支援につながるよう、地域と連携した見守り体制づくりに取り組みます。

■地域連携のネットワークのイメージ



④担い手の確保及び育成・支援

- ・ 市民後見人を養成するとともに、受任しやすい体制づくりに取り組みます。成年後見人等の活動開始後も、定期報告時の助言や継続的な研修機会を提供し、その活動の支援に取り組みます。
- ・ 親族後見人へ、成年後見人等の活動に対する相談窓口の周知や、定期報告時の支援を強化します。親族後見人への関わりを継続し、安心して活動できる環境づくりに取り組みます。
- ・ 専門職後見人や法人後見との連携をより一層強化し、多様なニーズに対応できる体制づくりに取り組みます。

■取り組みの進捗を表す指標

項 目	現状値 (令和 6 年度)
成年後見支援センターへの相談者数 (実人数)	345 人
市民後見人の新規受任件数	3 件